

手数料の見直し（案）

事務の名称	浄化槽保守点検業者登録事務
-------	---------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
浄化槽保守点検業者登録手数料	件	33,600	<u>35,500</u>	1,900
浄化槽保守点検業者更新登録手数料	件	33,600	<u>35,500</u>	1,900